

新型コロナウイルスに関連するお知らせ

特別定額給付金(1人10万円) 申請期限は8月31日(月)(必着)

5月30日から順次送付した申請書に必要事項を記入し、必要書類を貼り付け、同封の返信用封筒で返送してください。

対象 基準日(4月27日)時点、本市に住居登録がある人
※住民登録がない人でも、基準日時点で国内で生活し、基準日の翌日以降に本市へ住民登録する人は対象

※所得制限なし

給付方法 世帯主の金融機関口座へ振り込み

※市役所に申請書到着後、2週間~1カ月程度で振込予定

※記入・押印漏れや必要書類の添付が不足していると支払い不可。送付前に必ず確認

問合せ先

門真市特別定額給付金専用ダイヤル

☎06(6902)5920

※受付は平日午前9時~午後5時30分

【特別定額給付金の制度全般、オンライン申請について】

総務省特別定額給付金コールセンター(フリーダイヤル)

☎0120-260020

※受付は午前9時~午後8時

体調に不安を感じたら「新型コロナ受診相談センター(帰国者・接触者相談センター)」へご相談を

次のいずれかに該当する場合はご相談ください。

新型コロナ受診相談センター相談の目安

- 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱などの強い症状のいずれかがある
- 重症化しやすい人や妊婦の人で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある
- ※高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患などの基礎疾患がある人、透析を受けている人、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている人

○左記以外の人で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上続いている(強い症状や解熱剤を飲み続けている人はすぐに相談)

相談先

新型コロナ受診相談センター(帰国者・接触者相談センター)

☎06(7166)9911

FAX 06(6944)7579

府民向け相談窓口

☎06(6944)8197

FAX 06(6944)7579

医療機関のかかり方

新型コロナ受診相談センターで、感染の可能性が低いと判断された人や、上記の相談の目安のいずれにも該当しない体調不良の人は、受診する前に医療機

関へ電話をしてください。医療機関では受け入れ態勢、時間、受診患者の人、全体の状況を勘案して受診方法をお伝えします。

新型コロナウイルスに便乗した詐欺にご注意を

不審な電話やメールを受けた場合は、早めに消費生活センターまたは警察署へ相談してください。

◆事例1

「ウイルスの感染を防ぐため行政からの委託で消毒に回っている」と電話をかけ、高額な作業料を請求

◆事例2

「コロナ対策で給付金が出るが、まだ手続きが済んでいない」と市職員を装って電話をかけ、ATMへ誘導

◆事例3

「マスクを無料配布する」とメールを送りつけ、個人情報を収集

問合せ先

消費生活センター ☎06(6902)7249

門真警察署 ☎06(6906)1234



ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合 家庭内で注意する8つのポイント

①部屋を分ける

- 個室にし、食事や寝るときも別室にしましょう。
- 本人は極力部屋から出ないようにしましょう。

②感染者のお世話はできるだけ限られた人がする

- 心臓、肺、腎臓に持病のある人や妊婦の人などがお世話するのは避けましょう。

③マスクをつける

- 使用したマスクは他の部屋に持ち出さないでください。

④こまめに手を洗う

- こまめに石けんで手を洗いましょう。
- アルコール消毒をしましょう。
- 洗っていない手で目や鼻、口などを触らないようにしましょう。

⑤換気をする

- 共有スペースやほかの部屋も窓を開けるなど、定期的に換気をしましょう。

⑥手で触れる共有部分を消毒する

- ドアノブなどは薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭きしましょう。

⑦汚れたリネンや衣服を洗濯する

- 洗濯の際は手袋とマスクをつけ、一般的な家庭用洗剤で洗濯し、完全に乾かしてください。

⑧ゴミは密閉して捨てる

- 鼻をかんだティッシュなどはすぐにビニール袋へ入れ、室外に出すときは密閉して捨ててください。

水道料金の基本料金

7月検針分~10月検針分 (4カ月間)を5割減免

新型コロナウイルス感染症の影響により経済的負担を受ける市民や事業者の皆さんを支援するため、市の水道の全利用者を対象に、水道料金の基本料金を5割減免します。

問合せ先 お客さまセンター ☎06(6903)2121

◆減免の内容

水道料金の基本料金(税込み)		
一般用(一般家庭)		
減免額	2カ月	4カ月
		▲1082円

※一般家庭は2カ月(検針月ごと)分の基本料金



◆支援内容

- 下水道使用料などは対象外
- 減免の手続きは不要
- 湯屋用、臨時用、観賞用も対象
- ※詳しくは市ホームページ参照

市長など特別職の給与を減額

新型コロナウイルス感染症の拡大が市民生活に多大な影響を及ぼしている状況を鑑み、更なる対策に取り組むため、市長、副市長及び教育長の給与を減額しました。減額内容は6月に支給する期末手当の額を、市長30%、副市長15%、教育長10%減額し、削減額は全体で約190万円となります。

※特別職の給与月額は28年7月の市長就任時より市長25%、副市長20%、教育長15%の減額を実施しており、今回は更に期末手当を減額したものを

問合せ先 秘書課 ☎06(6902)5536